

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年12月19日 12時40分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港南東方沖 鹿島港南防波堤灯台から真方位129° 5.6海里付近 （概位 北緯35° 53.9′ 東経140° 48.1′）
インシデントの概要	モニタリング船せいかいは、航行中、補助発電機が停止して舵が作動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モニタリング船 せいかい、19トン 235-48906茨城、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ディーゼル機関、4サイクル、出力669.30kW、回転数毎分2,230、12気筒、ボア128mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波高約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、帰航中、船長が、ワイパーが止まるとともに、舵が効かないことを認め、主機を停止した。 本船は、船長が、補助発電機が停止していることを認め、航行不能と判断して118番通報を行い、来援した巡視艇等にえい航されて鹿島港に着岸した。 機関修理業者は、補助発電機用の燃料供給管に設置された1次フィルタにゴミが詰まって閉塞しているのを認めた。 本船は、乗組員が、約3か月間燃料供給管のフィルタの清掃を行っていなかった。
分析	本船は、約3ヶ月間燃料供給管のフィルタが清掃されずにいたところ、航行中に補助発電機用の燃料供給管の1次フィルタに目詰まりが生じたことから、補助発電機に燃料が供給されず、同発電機が停止して舵が作動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、約3ヶ月間燃料供給管のフィルタが清掃されずにいたところ、航行中に補助発電機用の燃料供給管の1次フィルタに目詰まりが生じたため、補助発電機に燃料が供給されず、同発電機が停止して舵が作動できなくなったことにより発生したものと

	考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料フィルタは、定期的に点検を実施し、清掃又は交換を行うこと。